

山口県スクールカウンセラー推薦規定

制定:平成 21 年 11 月 1 日

山口県公認心理師協会

本規定は、山口県教育委員会(以下、県教委)、県内の各市町村教育委員会、各種教育機関からのスクールカウンセラー(以下、スクールカウンセラーは SC、スクールカウンセラーに準ずる者は準 SC と略記。)に適する人材の推薦要請に、山口県公認心理師協会(以下、県師会と略記)が公認心理師・臨床心理士推薦を行う際の手続きやその基準を明確化し、その公平性を維持するためのものである。

I. 県師会の役割

県師会は、“SC および準 SC に適する人材の推薦”を行う。被推薦者は、県師会教育領域委員会会則に定められた地区担当者による地区担当者会議において、「Ⅲ.推薦要件」を満たす者の中から選定する。

II. SC 配置の原則

県教委が示す SC および準 SC 活用方針に沿って、県師会は SC および準 SC 推薦案を作成する。推薦された者の採用およびその配置校の決定は県教委が行う。

III. SC 推薦要件

ア) 県師会会員であること。ただし、新しく推薦を希望する場合、この限りではない。

イ) 県師会教育領域委員会(以下、委員会)へ当該年度「SC 推薦希望調査票」を提出していること。

ウ) 前年度に学校臨床心理士ワーキンググループ主催の全国研修会、県師会主催の研修会および委員会規約に規定されている地区研修会へ延べ3回(※)以上参加していること。ただし、新しく推薦を希望する場合、この限りではない。(※県師会主催の研修会および地区研修会はそれぞれ最低1回以上の参加を求める)

エ) 当該年度に満 65 歳以下であること。

IV. 県師会教育領域委員会入会について

SC および準 SC として県教委によりその配置校が決定した場合、県師会教育領域委員会会則第 3 条 2 に基づき、委員会への入会を義務とする。入会方法や委員会費の納入などについては県師会教育領域委員会規約に基づいて行う。

V. 配置校決定までの流れ

配置校決定までの流れは次のとおりである。また、この間に SC コーディネーターおよび 地区担当者より配置などに関する問い合わせる場合がある。

1. 県教委からの SC および準 SC 推薦要望の県師会受理
2. SC 推薦希望調査票提出
3. 委員会による推薦者の選定および県師会役員会における推薦案の承認
4. 推薦案の県教委への提出および県教委による配置校の決定

VI. 個人スーパーヴィジョンおよび地区研修会における実践報告について

SC としての専門的技量や資質をより研鑽するため、自らの“学校臨床”について個人スーパーヴィジョン(以下、SV)を継続的に受けることが望ましい。特に、初任 SC および準 SC は SV を受けることを義務とする。SV を受ける回数やバイザー等については各自の判断およびその責任とする。また、SV と同様に自己研鑽のため、経験者、初心者問わず、当該年度内の各地区研修会で自身の SC 実践の報告を求める。報告の形式については、各地区研修会の実施形態に沿うものとする。

VII. 初任・再任用者研修会について

初任者、準 SC および再任用者(以前に SC として県師会より推薦されたことがある者)が学校において安心して勤務できるよう、委員会は初任再任用者研修会を主催する。初任 SC、準 SC および再任用者は委員会主催の初任再任用者研修会への参加を義務とする。

【付則】

(規約の施行)

本規約は、平成 21 年 11 月 1 日に施行する。

本規約は、平成 24 年 11 月 7 日に施行する。

本規約は、平成 29 年 1 月 17 日に施行する。

本規約は、平成 29 年 12 月 20 日に施行する。

本規約は、令和元年 12 月 1 日に施行する。